

指摘の概要	措置内容	措置状況
○ 意見 (2) 警防規程に基づく非常招集等による交通費の支給について 職員に対して支給する給料, 手当及び旅費は, 額並びに支給方法は条例で定めなければならないとされており（地方自治法第 204 条第 3 項）, 市では旅費の支給について旅費条例を定めている。 旅費条例では, 法令又は他の条例に特別の定がある場合その他市の費用を支弁して旅行させる必要がある場合も旅費の対象としている。平成 30 年 7 月 1 日に神戸市防災指令規程及び旅費条例等運用方針が改正され, 防災指令発令時の交通費について, 一定要件を設けた上で「その他市の費用を支弁して旅行させる必要がある場合」とすることが明記された。また, このことは行財政局と危機管理室の連名の平成 30 年 6 月 29 日付の通知で全市に知らされた。 消防局には, 神戸市防災指令規程に定める防災指令と警防規程に定める非常招集, 災害現場指揮及び庁外出務のための交通費を支給するための「防災指令及び非常招集発令などによるタクシー利用料金等支給要綱」（平成 6 年 4 月 1 日施行）がある。要綱では, 自家用交通用具を利用した職員に対して支給する交通費は, 往復路の燃料費及び往路の有料道路通行料とされ, 燃料費の算出方法は, 1km 以上 10km 未満が 100 円, 10km 以上 20km 未満が 200 円, 20km 以上 10km 増す毎に 100 円加算するとされている。旅費条例では, 車賃は 1km につき 37 円で, 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支給することができない場合には, 実費額によるとされている。 平成 30 年 6 月 29 日付の通知を受けた後は, 神戸市防災指令規程に基づく防災指令と警防規程に基づく非常招集の発令時の交通		

指摘の概要	措置内容	措置状況
費について同様の取扱いとすることを、平成 30 年 7 月 9 日付の総務課長通知で消防局内へ知らせ、平成 30 年 7 月 1 日からこの取扱いを行っている。平成 30 年 7 月 9 日付の通知では防災指令と非常招集の発令だけが対象として記載されているが、要綱ではこれら以外にも災害現場指揮及び庁外出務のための交通費の支給も対象としている。 警防規程に基づく非常招集の発令時の交通費の支給は、旅費条例等運用方針に位置付けられていない。防災指令発令時の交通費と同様に扱うために、警防規程に基づく非常招集の発令時の交通費も旅費条例等運用方針に位置づけられたい。あわせて、災害現場指揮及び庁外出務のための交通費の支給についても、必要に応じて旅費条例等運用方針に位置づけて運用されたい。（総務課）	令和元年度に調整を行い、「防災指令及び非常招集発令等によるタクシー利用料金等支給要綱」について、令和元年 7 月 2 日に廃止をした。また、非常招集の発令時の交通費については、旅費条例等運用方針(令和元年 7 月 2 日改正)に位置づけた。	措置済
「防災指令及び非常招集発令などによるタクシー利用料金等支給要綱」に基づく自家用交通用具を使用した場合の交通費の支給は平成 30 年 7 月 1 日以降行っていないとのことであるが、要綱を保有していると、要綱を適用した交通費を支給して条例に違反してしまうことも考えられる。要綱そのものの整理も検討されたい。（警防課）	令和元年度に調整を行い、「防災指令及び非常招集発令等によるタクシー利用料金等支給要綱」について、令和元年 7 月 2 日に廃止をした。また、非常招集の発令時の交通費については、旅費条例等運用方針(令和元年 7 月 2 日改正)に位置づけた。	措置済